**２ 社会保障の分析**

 近年、第23図に示すようGDP(府内総生産)に対する社会保障費割合が年々増加している。ここでは日本及び大阪府の社会保障を受けた「社会給付」と原資となる「社会負担」の主だった内容について、国民経済計算及び府民経済計算によって近年の動向を確認し、その原因を考察する。

社会負担と社会給付の内訳項目については、この項の最後に一覧を記載する。

第23図 大阪府 一般政府が支払う社会保障給付額の対名目GDP比



(府民経済計算より)

(年度)

**老齢年金等の「現金による社会保障給付」は社会の高齢化と同調し増加**

 社会の高齢化に伴い年金給付額が増えていることが考えられるため、老齢年金が含まれる「現金による社会保障給付」の動向をみる。

 第24図 に日本全体の現金による社会保障給付の動向を示した。現金による社会保障給付の大部分が厚生年金、国民年金及び共済組合 長期経理で占められており、近年は特に国民年金の増加が著しい。年金合計額の給付が増加しているという傾向がわかる。

第24図 日本全体 一般政府から

家計への現金による社会保障給付

(兆円)



(年度)

(内閣府 国民経済計算より)

 次に大阪府の状況をみる。

(厚生労働省 厚生年金・国民年金事業の概況より)

第25図 大阪府 厚生年金 受給者数と

(千円)

(年度)

 受給者１人当たり平均受給額

(千人)

第25図に大阪府における厚生年金の受給者数と受給者１人当たり平均受給額の推移を示す。

 年金受給額は消費者物価指数に応じて額を改定するものとされていたが、平成12年度に物価スライド特例措置が適用された。これにより、平成13年度及び平成14年度の年金額は改定されなかった。その後、平成15年度及び平成16年度の年金額に対して、物価下落分の改定が行われ、両年度における受給額が減少した。

 また、平成16年度の年金改正で保険料水準固定方式が導入された。これは、最終的な保険料水準を定めて、その負担の範囲内で給付を行うよう給付水準が、自動的に調整される制度である。加えて保険料率も以降毎年引き上げられている。

(厚生労働省 厚生年金・国民年金事業の概況より)

第26図 大阪府 国民年金 受給者数と

(千円)

(年度)

 受給者１人当たり平均受給額

(千人)

保険料率は引き上げられたものの、厚生年金の１人当たり受給額は、受給者の大幅な増加及び被保険者となる雇用者数の減少の影響を受け、下がり続けている。

次に、第26図で大阪府における国民年金の受給者数と受給者１人当たりの給付額の推移を示す。

国民年金においても、平成16年度の年金改正で、保険料水準固定方式が導入されたが、一方で国民年金の国庫負担割合が平成21年度までに2分の1へと引き上げられた。

また後述するが、国民年金保険料が年々引き上げられている。

 このことから国民年金の１人当たり受給額は、ほぼ一定した状況となっている。

(府民経済計算より)

第27図 大阪府の

(年度)

(兆円)

 現金による社会保障給付

 現金による社会保障給付の大部分が年金で占められており、厚生年金及び国民年金の受給者が年々増加している。

第27図に示すよう、大阪府の現金による社会保障給付は、年々増加していることがわかる。

**生活保護等の「社会扶助」も増加の一途**

最近よく話題に挙げられる生活保護が含まれている「社会扶助」の動向をみる。

社会扶助には遺族等年金、恩給も含まれるので正確ではないが、おおよその傾向はつかむことができる。

第28図に日本全体の社会扶助の動向を示した。

第28図 日本全体 一般政府から

家計への社会扶助給付

(内閣府 国民経済計算より)

(兆円)

(年度)



※平成24年度の１人当たり生活保護費は未公表

(千人)

(厚生労働省 福祉行政報告例、被保護者調査、

(年度)

第29図 大阪府内の被保護者数と

１人当たり生活保護費

(千円)

総務省 社会生活統計指標より)

 恩給は、昭和34年に制度移行しており、以降は共済制度となっているため年々減少している。第28図をみても、恩給の給付額は減少しており、平成24年度には社会扶助給付額の10パーセントにも満たなくなったことがわかる。

一方、その他の社会扶助が大きく増加しており、社会扶助給付全体は、増加している。

ここで、その他の社会扶助に含まれる生活保護に焦点を当て大阪府の状況をみる。

 大阪府内における被保護者数と１人当たりの生活保護費を第29図に示す。

 被保護者１人当たり生活保護受給額は、近年、右肩下がりの傾向となっている。しかし、それ以上に被保護者数が、大きく増加していることがわかる。

第30図 大阪府の社会扶助給付

(兆円)

(年度)

(府民経済計算より)

このため、第30図に示すよう大阪府の社会扶助額も年々増加傾向となっている。

 なお、被保護者数の増加は、必ずしも高齢化だけが原因というわけではない。

 第31図に、大阪府内における被保護者がいる世帯数の推移を示す。確かに、大阪府内における被保護者がいる世帯のうちで、高齢者世帯数が年々増加している。

しかし、高齢者世帯以外も増加しており、被保護者がいる世帯の比率を見てみると、約４割から５割ぐらいで推移しており、高齢者以外の受給者も増加していることがわかる。

 特にリーマン・ショック直後の平成21年度から大きくその他の世帯が増加している。これは生産年齢層(15歳～64歳)がいる世帯が不況によって職を失う等で経済困窮に陥り、被保護者がいる世帯となったものが増加したものではないかと考えられる。

(年度)

第31図 大阪府内における被保護者がいる世帯数

(厚生労働省 福祉行政報告例、被保護調査より)

(世帯数)

**医療保険・介護保険等の「現物社会移転」も増加**

 医療費の増加も、社会問題の一つとなっている。ここでは、医療保険給付、介護保険給付が含まれる「現物社会移転」の動向をみる。

(厚生労働省 国民医療費より)

第33図 国民医療費の推移

(年度)

(兆円)

第32図 日本全体 一般政府から家計への現物社会給付

(内閣府 国民経済計算より)

(兆円)

(年度)

なお、現物社会移転とは、社会保障基金が、家計に対して払い戻しを行う「払い戻しによる社会保障給付」と、現金によらず医療サービス等を直接家計に支給する形での「その他の現物社会保障給付」の２つから成り立っている。医療保険給付等は後者にあたる。

(千円)

(年度)

(厚生労働省 国民医療費より)

第34図 大阪府における国民医療費と

(兆円)

１人当たり国民医療費

第32図に日本全国の現物社会移転の動向を示した。また、第33図に国民医療費の動向を併せて示した。

第32図の後期高齢者医療の額と第33図の後期高齢者医療給付分の額、第32図の国民健康保険、共済組合、組合管掌健康保険、全国健康保険協会の合計額と第33図の医療保険等給付分額が、それぞれほぼ一致していることがわかる。このため、第33図の国民医療費のうち、医療保険等給付分、後期高齢者医療給付分が著しく増加していることと同期し、第32図の現物社会給付の各項目が増加していることがわかる。医療サービス費が大きくなると、現物社会給付は大きくなる。

(兆円)

(年度)

(府民経済計算より)

第35図 大阪府の現物社会移転額

 第34図に、大阪府における国民医療費と１人当たり国民医療費の推移を示す。大阪府においても、全国と同じく国民医療費は増加傾向にある。これは大阪府における高齢者の増加が原因ではないかと考えられる。

国民医療費が増加傾向にあるため、第35図に示すように大阪府の現物社会移転は増加傾向にあることがわかる。

**社会給付に対する社会負担も重く**

第36図 府民雇用者数と

(百万人)

(年度)

(府民経済計算より)

雇主、雇用者の社会負担額

(兆円)



 社会給付が、全体的に見ると増加傾向であるということは、相対する社会負担も増加している傾向であることが考えられる。

 社会負担のうち、雇主の現実社会負担と雇用者の社会負担を第36図に示す。併せて社会負担を担う府民雇用者の数を示した。

 雇主の現実社会負担額は、平成16年度を境に上昇傾向にあり、雇主にかかる負担が増加していることがわかる。

 同じく雇用者の社会負担額も増加傾向にある。

 一方、府民雇用者数は年々減少している。

このことから、雇用者１人当たりの負担が増えていることが考えられる。

第37図に被保険者1人当たりの国民年金保険料及び厚生年金料率を示す。

(厚生労働省 厚生年金・国民年金の概況 より)

(年)

第37図 被保険者１人当たり保険料率

(千円)

 厚生年金保険料率は平成15年度に総報酬制が導入され、賞与までを全て対象にした上で保険料率が下げられたため、断層となっている。また、現金による社会保障給付の項目で触れたよう、国民健康保険料及び厚生年金保険料率は、国民年金法及び厚生年金保険法により、平成29年度まで引き上げられることが決定されている。

上記のように、保険料率が年々上昇しているため、第38図に示すよう、雇用者１人当たりの社会負担額は年々増加傾向にあることがわかる。

第38図 雇用者１人当たりの社会負担額

(府民経済計算より)

(年度)

(千円)

**おわりに**

 以後、社会の高齢化に伴い社会給付はますます増加することが考えられ、これを支えるために、社会負担が増加することとなっていく。

現在の社会保障制度が続いた場合、雇用者数の減少に伴って、雇用者１人当たりの社会負担額はさらに増加していくことが予想される。

**家計部門における社会保障の内訳項目**



